

事 務 連 絡  
平成20年10月27日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室

モニタリング検査の強化について  
(スーダン産ごまの種子及びその加工品)

平成20年度輸入食品等モニタリング計画については、平成20年3月31日付け食安輸発第0331004号（最終改正：平成20年6月25日付け食安輸発第0625011号）に基づき実施しているところです。

今般、国内における自主検査の結果、スーダン産ごまの種子において基準値(0.01ppm)を超えるカルバリルが検出されたとの情報を入手したことから、下記の食品については、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、残留農薬に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしく申し上げます。

記

- 1 対象食品  
スーダン産ごまの種子及びその加工品（簡易な加工に限る。）
- 2 検査項目  
残留農薬（カルバリルを含む。）